



令和8年3月27日

各関係団体の長 殿

福島労働局労働基準部賃金室長

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業及び福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正に伴う周知・広報への御協力をお願い

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に特段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記最低工賃につきましては、別添リーフレットのとおり改正され、令和8年5月1日から効力が発生することになりました。

このため、当局といたしましては、標記最低工賃の周知および最低工賃額以上の支払いの履行確保に取り組んでいるところです。

つきましては、リーフレットを別添のとおり送付いたしますので、御多用のところ恐縮に存じますが、貴団体の関係会員事業場への配布または貴広報誌へ掲載いただく等により周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

送付数 各10枚

(担当者 賃金指導官安田 電話024-536-4604)

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工程	金額	品目	工程	金額						
男子既製洋服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	28円	婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	21円		
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき	19円			えり付けまつり	10センチメートルにつき	22円		
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき	19円			スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	14円	
		見返し星入れ	10センチメートルにつき	18円				スラックス	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき
		前身端星入れ	10センチメートルにつき	13円			コート			ワンピース	裏穴のボタンを付けるもの
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	22円				ブラウス	玉縁ボタンホール		4つ穴のボタンを付けるもの
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき	23円			ブラウス			かぎホック付け	玉縁ボタンホール
		肩裏まつり	10センチメートルにつき	21円				スナップ付け	糸ループ付け(本鎖のもの)		かぎホック付け
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき	22円			ハンツまつり			ハンツ止め(×印に限る)	スナップ付け
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	33円				ハンツ止め(×印に限る)	鎖止め(本鎖のもの)		糸ループ付け(本鎖のもの)
		ハンツまつり	10センチメートルにつき	28円			糸くず取り			糸くず取り	ハンツ止め(×印に限る)
		ハンツ止め(×印に限る)	1か所につき	11円				ブラウス	ブラウス		鎖止め(本鎖のもの)
		背すそ奥まつり(背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき	19円			ブラウス			ブラウス	上衣・裏なしのものについて行うもの
	前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき	16円	ブラウス	ブラウス	上衣・総裏のものについて行うもの		1枚につき	21円		
	小ボタンのボタン付け	1個につき	18円			ブラウス	ブラウス	上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	29円	
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1枚につき	39円	ブラウス			ブラウス	コート又はジャケットについて行うもの	1枚につき	19円
		毛芯縫製のもの	1枚につき	154円		ブラウス	ブラウス		コートについて行うもの	1枚につき	33円
	スボン	スボン	腰裏まつり	10センチメートルにつき	18円			スカートスラックス	スカートスラックス	ワンピースについて行うもの	1枚につき
			腰裏かんぬき止め	1か所につき	10円	ブラウス	ブラウス			ブラウスについて行うもの	1枚につき
			小またちどり	10センチメートルにつき	52円			ワイシャツ	ワイシャツ	プリーツ止め(×印に限る)	1か所につき
天ぐまつり			3センチメートルにつき	8円	ワイシャツ	ワイシャツ	小またちどり			10センチメートルにつき	21円
前立てまつり			3センチメートルにつき	10円			ワイシャツ	ワイシャツ	シックまつり	10センチメートルにつき	19円
後中央まつり			3センチメートルにつき	12円	ワイシャツ	ワイシャツ			ウエストまつり	10センチメートルにつき	13円
小ボタンのボタン付け			1個につき	18円			ワイシャツ	ワイシャツ	ワンピースブラウス	バット付け	1組につき
糸くず取り			1本につき	50円	ワイシャツ	ワイシャツ			ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの
										長そでについて行うもの	1枚につき

備考(1) 金額欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合は工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 令和8年5月1日

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市花園町5-46 TEL024-536-4604)

福島労働基準監督署 024(536)4611
郡山労働基準監督署 024(922)1370
いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494
須賀川労働基準監督署 0248(75)3519
白河労働基準監督署 0248(24)1391

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
相馬労働基準監督署 0244(36)4175
富岡労働基準監督署 0240(22)3003

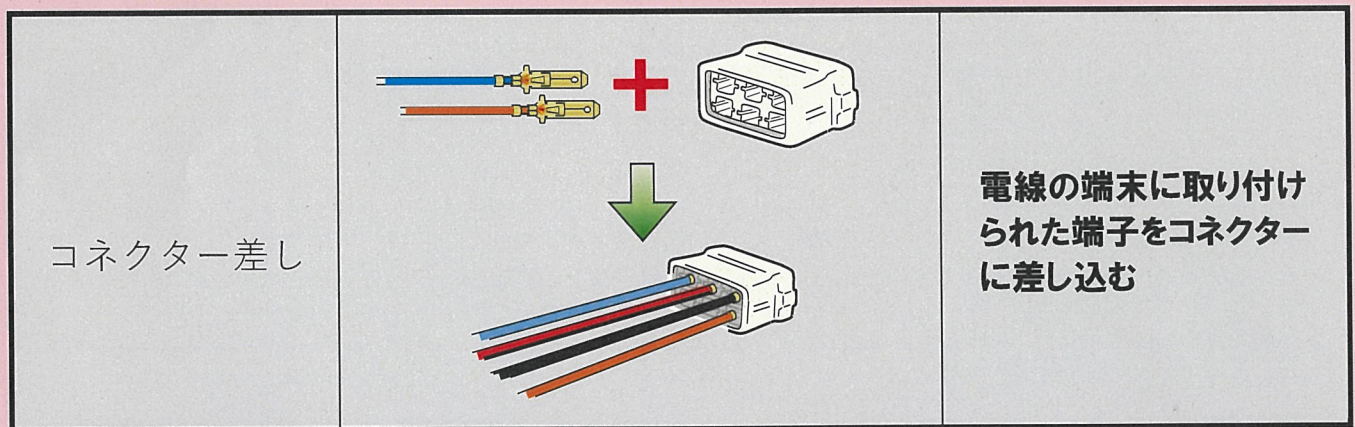
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和8年5月1日から**福島県全域に適用されます。

対象業務	内容	金額
コネクタ-差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ-に差し込むことをいう	1端子につき 44銭

(備考) コネクタ-とは接続子であり、コネクタ-差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

対象業務略図



最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局賃金室

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎
TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611	会津労働基準監督署 0242(26)6494	喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
郡山労働基準監督署 024(922)1370	白河労働基準監督署 0248(24)1391	相馬労働基準監督署 0244(36)4175
いわき労働基準監督署 0246(23)2255	須賀川労働基準監督署 0248(75)3519	富岡労働基準監督署 0240(22)3003